

# 中間検査要領

(趣旨)

第1 この要領は、三重県建設工事検査規則（昭和40年11月5日三重県規則第81号、以下「検査規則」という。）第3条第2項及び第25条で規定する中間検査の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の執行)

第2 検査員が中間検査を行う工事は、別表「中間検査の対象」に掲げる工事及び特記仕様書等で中間検査を行うことを指定した工事とする。

2 前項に関わらず次の各号のいずれかに該当する場合、検査員は中間検査を行うものとする。

- (1) 受注者が、工事の施工途中において、その出来形部分の検査を必要とし、検査規則第11条第3項に規定する中間検査要求書（以下「中間検査要求書」という。）を提出した場合
- (2) 課長又は所長が、工事の施工途中において、その出来形部分の検査を必要と認め、中間検査要求書を提出した場合
- (3) 検査員が、工事の施工途中において、その出来形部分の検査を必要と認める場合
- (4) 不可抗力による損害を受けたときの損害数量の認定を行う場合（中間検査要求書の提出があった場合に限る）

(中間検査に係る手続き)

第3 前条による中間検査を行う場合、その手続きについては次の各号のとおり取扱うものとする。

- (1) 受注者が出来形部分の検査を必要とする場合、検査内容明細書（第1号様式）を中間検査要求書に添えて提出するものとする。
- (2) 課長又は所長が出来形部分の検査を必要と認める場合、課長又は所長は検査内容明細書（第1号様式）を作成するものとする。
- (3) 検査員が不可抗力による損害を受けたときの損害数量の認定を行った場合、検査員は第2号様式の復命書により復命を行うとともに、損害数量認定書（第3号様式）を受注者に交付するものとする。

附則 この要領は、平成12年 4月 1日から適用する。

附則 この要領は、平成12年 6月 1日から適用する。

附則 この要領は、平成14年 6月 1日から適用する。

附則 この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成16年 4月 1日から適用する。

附則 この要領は、平成17年 7月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成17年10月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

施行日：令和 3年 4月 1日

附則 この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 中間検査の対象

項目	対象となる工種・規模・時期
建設	<p>1 鋼道路橋のうち、設計荷重がB活荷重で、橋長20m以上又は橋面積150㎡以上のものの仮組立</p> <p>ただし、設計図書に定めのない限り下記の①～③に示す条件を全て満たす橋梁については、仮組検査を省略することができる。</p> <p>① 鈹桁橋（I形断面）であること。</p> <p>② 直橋であること。</p> <p>③ 斜角が75度以上であること。</p>
	<p>2 歩道橋、側道橋及び水管橋で橋長20m以上のものの仮組立</p> <p>ただし、上記1のただし書きの①～③の条件のもの及びH形鋼橋梁は、仮組検査を省略することができる。</p>
	<p>3 該当工種の工場原価が1,000万円以上で、次の工種の仮組立</p> <p>① アンカーフレーム製作工</p> <p>② 刃口金物製作工</p> <p>③ 鋼製橋脚製作工</p> <p>④ 水門、樋門、堰</p>
工事	<p>4 当該工種の直接工事費が1,000万円以上で、完成時に大部分が不可視となる次の工種</p> <p>② ケーソン・方塊・セルラー・異形ブロック、魚礁、藻礁等の製作工</p> <p>② シールド工事の一次覆工</p>
	<p>5 落橋防止工事におけるアンカーボルト定着後の引張試験</p> <p>6 一般に供用する仮設構造物</p> <p>仮橋（10m以上）、仮設道路工（50m以上）等</p> <p>7 当該工種の直接工事費が1,000万円以上の次の工種で、工事工程などを考慮し施工後速やかに検査を行う必要のあるもの</p> <p>養浜工、浚渫工、河床掘削等</p> <p>8 足場解体前に検査を行う必要があるもの。但し、完成検査時に検査用足場を設置する場合を除く。</p> <p>9 建設工事請負契約書の条項第33条に規定する工事目的物の部分使用をする場合のうち、中間検査が必要と認める場合</p>
維持業務等	<p>10 除草及び剪定作業の2回刈り以上の契約で、1回毎の作業完了後</p>
	<p>11 維持業務委託契約書の条項（単価契約の場合用）第23条に基づく2箇月毎に行う中間検査</p>

## 検査内容明細書

工 種	数 量	理 由

(注) 受注者が作成する中間検査要求書の「7 中間検査を受けようとする出来形部分」欄は、『別紙』と記入するものとする。

(規格A4)

# 復 命 書

年 月 日

三重県知事 様

検査員職氏名

年 月 日実施した中間検査の結果は、次のとおりでした。

工 事 番 号	年度	第	分	号
工 事 名				
履 行 場 所	(自) (至)			
契 約 金 額				円 (うち消費税額及び地方消費税額)
損 害 数 量				
受 注 者				
監 督 員	監督種別 職名 氏名			
立 会 人	発 注 機 関			
	受 注 者			
工 期	着 手	年	月	日
	完 成 期 限	年	月	日
	完 成	年	月	日
検 査 結 果	損 害 数 量 認 定			

(規格A4)

